

科学図書館叢書

国号考

三本居宣長著

科学図書館



国
号
考

本居宣長

大オホ八ヤ島シマクニ国

皇大御國の号、神代に二つあり、一には大八島國、一には葦原中國なり、その大八島國といふは、古事記に、伊邪那岐命伊邪那美命御合、生ニ子淡道之穗之狡別島、次生伊豫之二名島、次生隱伎之三子島、次生筑紫島、次生伊伎島、次生津島、次生佐度島、次生伊倭豐秋津島、故因此八島先所生、謂一大八島國と見えたり、書紀にも、生坐る次第などは、伝々異なれども、八の数は同くて、由是始起大八洲國之号焉とあり、そもそも志麻とは、周廻りに界限のありて、一区なる域をいふ名なり、然云本の意は、しまるしどまるせまるせばしなどいふ言と同じきなるべし、これらも、取はなち曠く界限なくはあらで、界限ありて、とりしまれる意よりいふ言なればなり、されば志麻てふ名も、本はかならず海のみならず、國中にて山川などのめぐれる地にもいへりと見ゆ、そのよしは下條なる秋津島のところにいふを見てしるべし、又この大八島などいふ名のごとく、いと大きくなるにもいへれば、必しも小きをのみいへるにもあらず、但し小くて海の中にあるは、殊にめぐりの界限も炳焉ければ、専さる地のみの名の如くにもおのづからなれるなり、さて島洲などの字をあてて書るも、その海の周れる地をいふ一かたにつきてなり、されどこれらの字に泥みて、必もとより海の中なるをのみいひ、又小きをのみいふ名なりとな思ひあやまりそ、凡て

皇國の言に漢字カラモジをあてたるは、全くあたれるもあり、又かたへは當りて、かたへはあたらざるも多かるを、後世には、たゞひたぶるに字にのみよる故に、言の本の意を誤ることのみ多きぞかし、さてこの大八島の島も、海の周りメグて隔れる一界ヘナの国をいへるにて、その例は、書紀の神代卷に、三韓國カラクニノシマをも韓鄉之島といひ、万葉集の歌には、海をへだてては、大和國の方をさしても倭島ヤマトシマとよみ、又此大八島をすべても、倭島根ヤマトシマネとよめるなど是なり、さて八島としもいふは、海を隔てずヒトツヅキて一連なるをば、幾國イククニにまれ一島オホとして、その数八オハなればなり、かくてその八は例の弥にて、もとはたゞ島の数の多かる意の号なりけむを、やゝ後に八つの意にとりて、その数をとゝのへていひ伝へたるかとも疑はるめれども、古事記にしるされたる八つにて、畿内七道の諸國ウチツクニナミチみな備はり、又他の島々は一もまじらずして、餘れるもなく足ざるもなけれど、本より八の数は動かざるにこそ、書紀の伝々ツタヘツタヘには、此内に他の島々もまじれば、八の数動けれども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて此号は、外国に對はず、ひとりだちて天の下を統言号スペイフナなり、八千矛ヤチ神の御歌に、夜斯麻久爾ヤシマクニとよみたまひ、倭建命ヤマトミコトの御言に、吾者ワレハ坐マシマシテマキムクノヒシリノミヤニシロシメスオホマトノクニオホタラシヒコオシロワケノミコトオシロワケノミコト大帶トヅクニ日子游斯呂和氣天皇ムカミンロシメスヤシマクニ之日代宮一所アキツミカミンロシメスヤシマクニ知大八島國ヤマト一八島國スメラミコト一天皇スメラガオホミコト之御子とのりたまひ、孝德天皇の詔にも、現為明神御二アキツミカミシロシメスオホヤシマ八島國スメラミコト一天皇スメラガオホミコトとのり給へり、公式令の詔書式にも、朝廷の大事に用ひらるる詔には、明神御二字大八洲アキツミカミシロシメスオホヤシマ天皇詔旨アキツミカミシロシメスオホヤシマ、とのりたまふと見えたり、

葦原中國

水穂國をも附いふ

葦原中國とは、もと天つ神代に、高天原よりいへる号にして、此御国ながらいへる号はあらず、さて此号の意は、いといと上つ代には、四方の海べたはことぐく葦原にて、其中に國處は在て、上方より見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天原よりかくは名づけたるなり、かれ古事記書紀に、此号はおほく天上にしていふ言にのみ見えたり、心をつけて考ふべし、その中に此御国にていへるも、いと稀にはなきにしもあらざれども、そは御孫命の天降坐て後には、此御国にても、もと天上にありていひならへる号をもて呼べることも有しよりおこれるなり、さてよもの海辺のことぐくに葦原なりしことは、続後紀に、仁明天皇の四十の御賀に、興福寺の僧等の戯れる長歌に、日本乃、野馬台能國遠、賀美侖伎能、宿那毘古那加、葦菅遠、殖生志川々、国固米、造介牟与理、云々、とよめる、此事今伝はれる古書どもには見えざれども、かくよめるは、必そのかみ拠ありけむ、さればもと、大穴牟遲少名毘古那二柱御神の、国造堅めのために、植生し廻らしたまへるなりけり、かくて中昔のころまでも、海の渚には、いづくにも葦の多かりしこと、世々の歌どもなどを見てもしるべし、さて此葦原中國てふ号には、くさぐ説あれども、皆古の意にかなはず、そのわろき由は、ことぐくに論はむもわづらはしければ、もらしつ、

又これを豊葦原之水穂國ともいへり、豊は美称にて、大八島の大のたぐひなり、そは此國号へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、葦原は上件にいへるが如し、水は字は借字にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穂をほめたるなり、書紀に瑞字を書れたるはあたらず、彼字につきて、祥瑞などの意とな思ひまがへそ、穂は稻穂をいへり、葦のにはあらず、凡て稻穂をたゞに穂とのみいえるは、万葉に秋穂などもいひ、書紀に、天照大神又勅曰、以吾高天原所御蒼庭之穂亦、當御於吾児アタシクニとあるがごとし、さて皇國は、万ノ事も、異國にはまさる中にも、稻は殊に万國に比ひなく、はるかにすぐれて、いと美好きこと、神代よりかくのごとく深き由緒ユエヨシのありて、今に至るまでまことに水穂國の名に負へるたふとさ、いふもさらなるを、天の下の諸人、かゝるめでたき稻をしも朝夕に給べながら、皇神の御恵をおほろかに思ひなすべきわざかは、そもそも人は命ばかり重き物はなきを、それ続てながらふることは、もはら稻の功にしあれば、世にこればかり重く尊き宝は何物かあらむ、その稻のかばかりすぐれてめでたきにも、皇國の万國にすぐれて、最尊きほどはいちじるきものぞ、

夜や 麻ま 登ト 秋津島師木島をも附いふ

夜麻登といふは、もと畿内なる大和一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよ

りして、後の御代ミヤコの京も、みな此国内クスチなりける故に、おのづから天の下の大名オホナにもなれるなり、さて此名は、ニギハヤビノミコト、ムラミヤマトノクニ、ソラミヤマトノクニと云ふに、フルコトありて、神代よりの名なり、又それよりさきに、ヤチホコノ八千矛ヤチホコノ神の御歌に、やまとの一木すゝきミヤコとあれども、そは此國の名をよみたまへるにはあらじとぞおもふ、又書紀の神武御卷の末に、ムカシイザナギ昔伊奘諾尊ミコトホメテノヲ曰ノリタマフヤマトハウラヤスクニ日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀真國シワノボルホツマクニトとも見えたり、かくて神武天皇は此國に宮しきましけるによりて、神日本磐余彦オホミナタタヘマツ尊と大御名を称オホミナタタヘマツ奉れり、然るをかへりて、此大御名より起りて國の名ともなれりといふは、いみしきひがことなり、又或説に、夜麻登といふは、神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、わきて帝都の一國の名にもなれるなり、其故は、此天皇御卷に、スメラミコトクニメグリマセルナミニ皇輿巡幸テワキノカミノホホマノヲカニ因ゴトシ登腋アキツ上ミサ賺間丘アキツ而廻ヒトコロノナ也、昔伊奘諾尊目此國ホメテ曰ムカシイザナギ云々、とある秋津洲も浦安國も、みな天の下の大名なれば、夜麻登もはやく伊邪那岐命の御時より大名と聞え、又神代紀に迺生オホヤマトトヨアキツ大日本豊秋津洲オホヤマトハテマラスカムヤマトハレヒコノミコトと見え、又狡野尊云々、後撥平天下ノチニコトムケノヲシロシメスヤシマ、故復加号カレミナヲタタヘテマラスカムヤマトハレヒコノミコト曰ムカシイザナギ神日本磐余彦オホミナタタヘマツ尊などとある、これらみな神代より天の下の大名なりしおもむきなりといへるは、みな誤なり、まづかの秋津洲アキツシマも、大和の國內クスチの地トコロノナ名なり、天の下をすべいふにはあらず、そは廻望國状ミサケテクニガラヲとあるにても知べし、いとも広き天下の形状は、カタチヒトメ嘸問丘ホホマノヲカより一目にはいかでか見わたしたまふべき、又内木ウツユ

綿之真近国とのたまへるも、狡き国といふ事なるをおもふべし、猶此地の事は、下に別に委クハシ
 くいふべし、又浦安国ウラヤスグニといふも、一国のことなるを、釈日本紀などにも、天の下の大名として説トキたるはひがことなり、大和は海なれば、浦安とはいふべからずと、疑ふ人もありぬべけれど、浦は借字カリモジにて、うらさびしうらがなしなどのうらの意なり、万葉十四の巻に、うらやすにさぬる夜ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生二オホナ大日本豊秋津洲オホヤマトヨアキツシマヲとあるは、天の下の大号オホナにもなりての後の世よりいへる語コトバにして、神代の当昔の言にはあらず、秋津洲といふ号も、上に見えたることく、神武天皇の御代より始まれるにてさどるべし、そもそも神代より、大八嶋国葦原中國ノツクナなどいひしに、其号をあげずして、生三オホナ大日本オホヤマトヲとしもいへるはいかにといふに、かの二つの号は、八洲を惣たる大号なるに、これはそのうちの七洲ナナシマをのぞきて、一洲ヒトシマをいふ所なればなり、かくて此一洲の大号は別コトになき故に、しばらく大日本オホヤマトとはいへり、夜麻登ヤマトは一国の名なるが、天の下の大号にもなり、又一国の内にて、わきて京師をさしてもいひて、広くも狭くも用ひらるゝ号なるが故なり、そは筑紫ツクシといふも伊豫イヨといふも、一國の名なるを、九国四国の大名にもして、筑紫洲伊豫之一名洲ツクシノシマなどいへる例に同じ、又狹野尊サスノミコト云々とある文のさまは、天下の大号を取て神日本カムヤマトシカシカとは称タタへ奉れるごと聞ゆめれど、然にはあらず、これも皇京ミヤコしき坐マセる國の名をとれる大御名なり、かゝれば夜麻登ヤマトといふは、本よりの大号にはあらず、一國の名より転ウツれること疑ひもなし、すべてもとは狡き名の、後に広くな

れる例おほし、出羽加賀なども、もとは郡の名なりしを取て、国の名とはせられつること国史に見え、そのほか駿河国駿河郡駿河郷、出雲国出雲郡出雲郷、安芸国安芸郡安芸郷、大隅国大隅郡大隅郷なども、もと郷名なるが郡の名にもなり、郡の名の国名にもなれりと聞ゆるをや、書紀の崇神御卷の歌に、椰磨等那殊於朋望能農之能とある大物主神は、天下を経営成剛の者といふなる日本は、皇国のことなれども、意はおのづから天地のあひだにならびなき剛の者と聞ゆるがごとくにて、古大和の京の時は、その一国の名をいひて、おのづから天の下の事にもなれるにて、猶天下をすべいへるにはあらず、さればこれは、意は天下をいへるなれども、言はなほ一国の夜麻登なり、かくてやうやくうちまかせたる大号にもなれりと見えて、古事記に、仁徳天皇日女島に幸せる時、其島にて雁が卵をうめるを、建内宿禰命に其事とはせたまへる大御歌に、たまきはる、内のあそ、汝こそは、世の長の人、そら見つ、やまととの国に、鴈子産と、きくや、これに答へ奉れる歌にも、そらみつ、倭の国に、鴈子産と、いまだきかず、とよまれたり、日女島は津国にあり、書紀には二首ともに、秋津島やまとと有て、地も河内國茨田堤に雁産とあり、いづれにまれ大和の国内にはあらず、又鴈の産むことは、すべて皇国にてはめづらしければ、此夜麻登はまさしく天の下の大号なり、さて一国の名をもて天下の大名とする事は、もろこしの国にても代々の例なれば、夜麻登もかれにな

らへるかと、疑ふ人あれども、仁徳天皇の御世に、はやく御歌にもよませたまふばかりいひなれつる事なれば、いかでか然らむ、そのかみかの国籍は、既に渡りまうで來つれども、かの国事を然ばかりならひたまふことは、いまだあらざりき、然るに万の事、かの国のふりをならふことになれる後の世の心をもて見るから、神代より有来つる事どもをすら、皆かれにならへるかとはうたがふなり、かならずしもならはざれども、こゝとかしこと、おのづから心ばへの相通へることも多かりかし、

夜麻登といふは、もと山辺郡倭郷より始れる名なりと、くはしく師の万葉考別記に見えたり、これにあまたの論あり、まづ此倭郷は、和名抄には、城下郡大和於保夜末止と見えたるを、神名帳には、山辺郡大和坐大国魂神社と有て、郡のたがへるを、師は城下郡に入れるを、後の事なりといはれつれども、はやく続紀の天平宝字二年の文にも、城下郡大和神山とあれば、もと城下郡なりしが、後に山辺郡には入れるなるべし、かの御社今も新泉村といふに在て、山辺郡なり、すべて和名抄は後に出来つれども、諸国郡郷の名は、奈良朝のころしるせる物によりて、そのまゝを拳たりと見ゆれば、かへりて神名帳よりはふるきこともあるなり、さて又此郷を紀などには、やまととのみいへるを、和名抄に於保夜末止とあるは、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭直と見え、右の続紀の文にも大和オホヤマトあるをや、一国を大和オホヤマトといふから、此郷の名にも同じく大てふ言を加へたるなり、

さて夜麻登といふはもとかの郷より始まりて、後に一国の名にもなれりといふは、上に引る諸国^{クニグニ}の例どもおほかれば、まことに論^ヒなきがごとし、然れども猶よく考るに、此名はもとより一国^{クニ}の名なるを、かの郷名は、後に倭^{ヤマト}ノオホクニミタマノ^{ヤマトノオホクニミタマノ}大國御魂^{シズマリヤマ}神の鎮^{クヌチ}座るによりて、とり分て一国の名を負せて、その郷^{サト}をも倭^{ヤマト}とはいふなるべし、今の世に伊勢^{アタシ}の国内^{コトコロ}にても、大御神の宮のべの里をさして、殊に伊勢^{アタシ}といふと、同じ心ばへなり、他所^{コトコロ}にも此例猶有べきなり、然るに書紀神武御卷に、以^テ珍彦^{ウツヒコヲ}為^{サト}倭国造^{ヤマトノクニミヤツコト}とあるは疑^{ウタガ}はし、其故は、まづ此倭は師のいはれつることく、倭郷の事なり、然るにかの大國^{オホクニミタマノ}魂神^{アタシ}は、もと天皇の大殿の内に祭りたまへりしを、崇神天皇の六年に、始めて他所^{コトコロ}にはうつして祭たまひ、同七年に、市磯長尾市^{カカリテホヅミノミオヤオホミナ}てふ人を、神主としたまへり、又垂仁御卷に、一の伝へをあげていはく、是時倭大神著^{アタシ}穗積^{カヌニ}臣^{カヌニ}遠租大水口^{チノスクネニ}宿禰^{オシヘタマハク}而^テ誨^{ウツヒ}之^ヒ曰^ク云々、時天皇聞^キ是言^ヲ、則命^{オホセテ}中臣連祖探湯^{カヌニ}主^{カヌニ}而^テト^二之誰^{イツレノヒトヲモテ}人^{メムトヲ}以令^レ祭^{ミテ}大倭大神^ヲ、即淳名城稚姫^{ヌナキワカヒメノミコトウラニアエリ}命食ト焉、因以命^{コレ}淳名城稚姫^{ノニ}命、定^{セテ}神地^{カムドコロブ}於穴磯邑^{アナジノムラニ}、祠^{イツキマツラシム}於大市^{オホイチノナガラノサキニ}長岡岬^{ルニ}、然^ニ是淳名城稚姫^{ノニ}命既身体悉^{コトゴトニヤセカミテ}瘦弱^ズ、以不^ズ能祭^{エマツリタマハ}、是ヲ以命^{テシテ}大倭直^{ノアタヘ}祖長尾^{ナガオ}市宿禰^ヲ令^{メキ}祭矣、とあり、かゝれば此大国^{オホクニミタマノ}魂^{アタシ}神の、倭郷に鎮^{シズマリヤマ}座せるは、崇神か垂仁の御世よりなれば、神武の御代に倭と云郷名はあるべからず、もし此崇神の御代より前に、はやくその名あらば、祠^ル於倭邑^{ヤマトノシタマノ}などあるべきに、さはあらで、定^メ神地於穴磯邑^{アナジノムラニ}、祠^ル於大市長尾^{ナガオ}郡^ヲ岡岬^ヲとあるは、いまだ倭てふ郷名はあらざりし故なり、穴磯大市はともに、後には城^{シキノカミノ}上郡^ヲ

に入れれども、此わたり城上城下山辺三郡堺ちかきところなれば、そのかみは大名を穴磯アナジといひて、そのうちなる大市の長岡ナガヲといふ地トコロなりけむを、此大倭大神の鎮座リマセる故に、その後に倭郷ノクニとは名づけたりけむ、さてかの長尾市宿禰ナガヲヂノは、姓氏錄によるに、かの宇豆彦ウズヒコの後胤ノチにて、倭國ノクニ造の祖なり、然れども此長尾市ナガオチの世は、いまだ倭國造といふ職ツカサにもあらず、その姓にてもあらずと見えて、垂仁御卷三年七年廿五年のところに見えたるに、みな倭直アタヘノオヤ祖とのみ有て、直に倭直タダノアタヘとも国造とも見えたることはなし、雄略御卷に至りてぞ、此氏はじめて倭國造とは見えたる、然れば此氏の倭國造といふになれるは、かの長尾市宿禰の、大倭大神を祭る神主となりてのうへ、其後のことなりけむを、書紀に珍彦ウツビコを倭國造とすとあるは、子孫の職号ツカサノナを、始祖ハジメノオヤへもさかのぼしてかたり伝へたるを取て記されたるものなるべし、抑神武天皇の御代には、道臣ミチノオミ命大久米命などぞ、功最大きなるを、此臣オミたちすら、居干筑坂邑ラシムソキサカノムラニなどとのみありて、その国造としたまふ事は見えざれば、ましてつぎくの人どもをや、但しかの長尾市宿禰ナガヲヂも、いやしからぬ臣オミとは聞えたれば、始祖珍彦ハジメノオヤウツビコの世より、かの長岡岬ナガオノサキあたりの地を賜りて、知伝シリへてはありけむ、長尾市ナガヲヂてふ名も、長岡岬ナガオノサキてふ地名によれりと聞えたり、さて倭大神と申すは、大倭一国の国御魂クニミタマノマス神に坐故の御号ミナにして、鎮座リマセる地名によれる御号ミナにはあらず、故崇神垂仁の御世のころ、倭てふ郷ナガシマ名はいまだ聞えざれども、此神の御号ミナはもとより有しなり、さて郷名の倭は、仁德天皇の大后石姫オホギサキイハノヒメ命の御歌に、始めて見え

たり、をだて山、やまとをすぎ、とあるこれなり、さて又藤原御井の歌に、日本の青香具山といひ、また幸ニ吉野宮ニ時の歌に、倭には、鳴てか來らむ、よぶこ鳥、云々といへるも、ともに大和の国内にして、さらに倭といへるは、かの山辺郡のやまとを、藤原都のあたりまでも冠らせいひなれしなりといはれつるも、論あり、都の名をこそ、かたはらの郡までも及ばしていふべけれ、かへりて隣郡の郷名を、何の由にかは都あたりまで冠らせいふべき、もしまた藤原都あたりまでも倭郷の内なりとせば、同じ倭郷の内にしてさらにやまとといはむは、倭国内にしてさらにやまとといはむも同じ事ならずや、さればこれも、かの伊勢といふ例と同じ心ばへにて、同じ倭国の内ながらも、殊に京師のあたりをさして倭とはいへるなり、香具山は、藤原都の東方にならびていと近し、吉野にてよめる歌も同じ意なり、かゝればこは万葉考の説はわろくて、冠辞考のしき島の條に、一国の名を都に負せていへるなり、といはれつるかたぞ宜しかりける、

夜麻登といふ名の意は、万葉考の一つの考へに、此国は四方みな山門より出入れば、山門國と名を負るなりと有て、そのよし委くしるされたり、此説ぞ宜しかるべき、又己が考へあり、そはまづ書紀神武御卷に、天皇の御言に、此國の事を、聞ニ於塙土老翁曰、東有ニ美地、青山四周云々と見え、又大己貴命は、玉墻内國と目けたまひ、又古事記倭建命の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂波、多々那豆久、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登志、宇流波斯、

とよみたまひ、又石比売命の御歌に、袁陀弓夜麻夜麻登云々、とよみたまふ、此比売命の御歌なるは、かの倭郷をのたまへるなれども、袁陀弓夜麻といふは、一国の倭によれる枕詞にて、楯を立並べたる如くに、山のめぐれるをのたまへるなり、右の件の古言クダリどもみな、此国は山の周廻れる中にあることをいへるなれば、夜麻の山なることは論なし、登には三つの考へあり、一つには、登は処にて、山処の意なるべし、処を登とのみいへるは、立処伏処寐処竈処井処祓處足処などの例のごとし、又止字を古く登と訓むこと、書紀の私記に、古語謂「居住」為レ止とあり、字書にも、居共住共注し、説文に処字を止也と注し、玉篇に、処字を居也と注したるなどをも思ふべし、二つには、登は都富の約まりたるにて、山都富なるべし、都は例の之に通ふ助辞、富は字は仮字にて、すべて物につゝまれこもりたる処をいへる古言なり、されば是又山のめぐれるよしをもて負へる名なり、そのよしを委くいはむには、応神天皇の、葛野を望坐ミヤケマシてよませたまへる大御歌に、知婆能、加豆怒袁美礼婆、毛々知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由クニノホモミユとあるは、葛野のあたりは、今の平安京の地なれば、山のめぐりてつゝみたる中に在て、山代國の奥区なるをもて、國の富とのたまへるなり、さてこれに、かの倭建命の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登云々、とある御歌を合せて見べし、麻本呂波の麻は真、呂波は助辞にて、これも久爾能本なり、又書紀には此御歌を、景行天皇の大御歌とし、麻本呂波を、摩保邇摩マボロマとありて、釈紀に私記曰、師説謂「鳥」之

和支乃之太乃毛乎為保羅磨也、摩謂真実也、言鳥腋羽乃古止久掩藏之国也、案奥区也、今俗謂保呂羽訛也云々、今案大和國者奥区之由褒美也といへる、これも山の周廻れる中につゝまれこもりたるよしなり、但し鳥腋羽乃古止久といへるは、いさゝかたがへるか、かの羽に譬へてまほらまといふにはあらず、されど鳥の保羅羽も、翅之内につゝまれこもれる羽という意にて、羅は助辞なるべければ、保といふ言の意は同じきなり、又古言に、ふふまるほゝまる、又ふほごもりなどいへるも、布と保とは通ふ音にて、含まれこもれる意、また懷も、今伊勢人などは即ほどころともいひて、これも衣につゝまれこもれる所をいふ、中昔の言に山ぶところといへるも、人の懷にたとへたるにはあらず、たゞ山にこもれる地といふ意なり、又書紀神武卷に此倭を、秀真國とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なるに、秀字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此国をば、山のめぐれるを以て美称へて、勝れたる事にいへれば、おのづから此字の意にも相通ふなり、されど言の本の意は、浪秀などの秀とは異なれば、此字の意にはあらず、然るを契沖などが、かの摩保邏摩、又万葉集の五の卷九の卷十八の卷などに、国之麻保良とよめるなど、みな真秀の意なりとして、かの私記の説を、おほつかなしといへるは、中々に考への至らざるなり、かの万葉の歌どもなるは、山のめぐれる意にもあらず、又真秀の意にもあらず、たゞ国といへるまでにて、麻保良はいと軽くて、意なきがごとく聞ゆめるは、上つ代よりいひなれたる言の、意の幾重も転り変れ

る物なるべし、又真原の意ぞといふ説も、かの応神天皇の大御歌に、富ホとのみよませたまへるにかなはず、すべてかかることは、そのものをよく考へ明らかめて、末の転れる方にはなづむまじきわざなるをや、三つには、登は、宇都の字を省き、都を通はしいへるにて、山宇都の國なるべし、かくてその宇都は、うつほ無戸室などの字都ならむかとも思へども、なほ内といふことなるべし、古に内を宇都といへる例多し、其中に万葉の歌に、垣内ヤマウチとあるは、垣都カキツとも書て、仮字に可伎都カキツとあると同じければ、然訓べきことしるし、今本にかきうちとよめるはわろし、さればこれ、内をうつといひ、その宇を省けることをも兼たる例なり、さて今世に、垣内と書いて加伊登カイトと唱ふる地名、こゝかしこにあるは、加伎都の転れるにて、字は本のままに書伝へたるものなり、これ又宇都の都を登ともいふべき例なり、なほ都と登と通ふ例もつね多き中に、上に引る応神天皇の大御歌には、葛野を加豆怒カツヌとよみたまへるに、和名抄などには加止乃カドノと見え、参河国シハズの郷名の磯泊を、和名抄には之波止シハドとするし、万葉に高円を高松ともおほく書るなどは、ことに近し、さてかの青牆山アヲガキヤマごもれるとあると、玉牆タマガキ内国ノウツクニを思ひ合せて、山内国ヤマウチノクニと名づくべきことをさとるべし、玉牆内国タマガキノウツクニとは、玉牆を造りめぐらしたらむ如くに、山の周れる内なる国といふ意なればなり、上件師の山門の説と、己が此三つの考へとのうち、見る人心のよらむかたをとりてよ、此國の名には、古よりとりぐの説どもあれども、みなようしからず、一つ二つ論はば、まづ書紀私記に、天地剖判ワカヒテ、泥湿未スダ

レ乾、是以栖レ山往来、因多^ヲ蹤跡、故曰^ニ山跡、山謂^ヒ之耶麻^{マト}、跡謂^フ之止^ヲ、又古語謂^ニ居住^ヲ為^ト止
 言^{ココロハ}止^{スルナリ}往^ニ於^ニ山^一也^ニといへるは、もとより天下の大号^{オホナ}と見ていへる説なれば誤なり、また泥
 湿未^ダ乾^カなどいへるみな、ふるくより山跡と書^{カキ}ならへる文字につきて、おしはかりに設けたる
 妄説^{ミダリゴト}なり、泥湿の乾^{カワカ}ざりし事も、山に住^{スベ}し事も、古書に見えたることなし、書紀神代卷に、
 古国稚^{ヘクニワカクチ}地稚^{ワカクシテ}などいへる事はあれども、これは國も人もいまだ出来ぬさきの事なれば、山
 に住^{スム}などいふべき時にはあらずかし、然るを契沖が、此名をもと一國の名と見て、和州にかぎ
 りて泥湿のかわかざるべきにあらずといひて、此私記の説を取ざりしは、さる事なるに、な
 ほ山跡の字になづみて、和州は四面みな山なれば、往来の跡山におかかるべしといひて、万
 葉集におほく山跡と書るなどを証^{シルシ}に引るは、ひがことなり、山に往来の跡のおかかるむから
 に、國の名に負^{オフ}べくもあらず、もし山に住^{スム}となれば、猶さもいふべけれど、その説をとらざる
 うへは、跡の意はいはれず、すべて古は字の義にはかゝはらず、訓の通へば、いづれにまれ
 借て書る例おかかる中に、地名などはことに借字のおかかるを、契沖などは、猶文字になづ
 む世間^ヨのくせのうせぎりしづをかし、さて又万葉考の、かの倭郷を名の本とせられたる説に、
 大坂門木門などの如く、上つ代に此郷より東^{ヒムカシ}へ越る山門有て名づけつらむ、といはれつる
 は、従^{シタガ}ひがたし、其故は、大和國こそまことに四方みな山門より出入れば、其説いはれたれ、
 かの郷のあたりは、然いふべき地^{トコロ}のさまにもあらず、又さる古^{シルシ}説もなくして、たゞ上つ代

に東へこゆる山門ありて名づけつらむとは、みだりなればなり、おしてかくいはば、山近き地は、何処にても然いはるべし、そのうへかの郷の名を本とするは、いかゞなること、上に委くいへるが如くなるをや、又或人の説に、大和は伊駒山の東南なる国なれば、山外の意なり、かの山の北なる国を山背といふにてしるべし、といへるもわろし、東南を外といふべき由なく、山背ヤマシロてふ国名も、伊駒山によれるにはあらず、かれは大和を主ムネとして、その北の方の山の後ウシヨなるよしなり、されば山背ヒガに對アガへては、倭は山内ヤマウチとこそいふべけれ、外とはいかでかいはむ、そのうへ外ヒトトといひては、かの青垣山アカギヤマごもれるなどおほくある古語どもにもそむけり、又倭は、北なる奈良坂ナラザカの方のみ山低ヒキくして開けたるをもて、山門国といふ、といへるも心得ず、かの師の考への如く、四方みな山門より出入むにこそさは名つくべけれ、その中に一かた山低ヒキきにつきて山門といはむは、似たる事ながらいたく違タガへる物をや、又或説に、伊邪諾伊邪冉尊の大八洲オホヤシマを生ます時に、始めに大日本豊秋津洲オホヤマトヨツシマを生坐る故に、やまとは八洲ヤシマモト本といふ意の名なりといふは、七洲ナナシマを除ノグきての大号オホナにつきていへるなれば、かなはず、そのうへ八洲ツイテを生ませる次第も、古事記には、大倭は終オハりなるをや、又契沖が説に、釈名に山產也、ハナリ産生スルコト万物ヲ也といへるを引て、嘉号なる故に天下の惣名に用ひらるゝよしいへるは、古の意にあらず、後に万の事学問ざたになりての世にこそ、諸國クニガニ、郡鄉名など、好字ヨキモジを著ツケよ嘉名ヨキナを取れなどいふことも有つれ、夜麻登ヤマトといふが天の下の大号オホナになれるは、上つ代よりのことな

れば、さるさだるべくもあらぬをや、
 秋津島は、古事記に、大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津島宮治天下也と
 見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷都於室地一、是謂「秋津島宮」と有て、もと此孝安天
 皇の都之地名なり、かの神武天皇の、猶如蜻蛉之臂帖一と詔へりしは、即此地のこと
 にて、かの大詔より起れる名なり、腋上も廉間丘も室も、みな相近きところにて、大和国
 葛上郡なり、さて孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津島倭とつゞ
 けていひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島と全同じ
 例なり、次に委くいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の国状を御覽して、蜻蛉の臂帖せ
 るが如しどのたまへるを、或は天の下のこととし、或は大和一国の事とするから、此秋津島
 てふ名をも、然心得めれども、然にはあらず、國状とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬ
 べけれど、古は後に郡郷などになれるほどの地をも某国といへる、常のこととなれば、なにご
 とかあらむ、さて雄略天皇の吉野に幸行し時に、蛇の御腕を咤たるに、蜻蛉飛來て、その
 蛇を咤ける時の太御歌に、手こむらに、蛇かきつき、其あむを、阿岐豆はやくひ、かくのご
 と、名に負むと、そらみつ、倭の国を、阿岐豆島と云、とよませたまひ、それより其地を阿岐
 豆野と名づけられし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古より此倭國を秋津島といふこ
 とは、今かくの如く、其名に負て蜻蛉が功あらむとてなり、とよみなしたまへるなれば、秋

津島の事にはあづからず、然るを書紀には、此御歌の詞、はふ虫も、大君に、まつらふ、汝が
 がかたは置む、秋津島倭とあり、是はすなはち汝が名におへる此秋津島倭國に、形をのこし
 おきて、此地を蜻蛉野と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の
 蜻蛉の功によりて、國名を秋津島と名づけたまへること聞えて、まぎれぬべし、さてまた秋
 津の津は、古事記書紀万葉など古書にあまた出たる、仮字には皆阿岐豆と、濁音の豆をの
 み書て、清音の仮字書るは一つもなし、後世に清てよむは訛なり、虫の名も同じ、又この
 島を洲とも書るにつきて、阿岐豆須ともいふは、ことにひがことなり、洲字は須に用るはつ
 ねのことなれども、秋津洲のとき然いふことは、例もなくことわりもかなはぬことなるをや、
 さて又海なき地に島といふ名のあることは、志麻とは、もとは必しも海の中ならねども、山
 川などにまれ、周れる界限のある地をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津島
 なども、山のめぐれるをもていふなり、蜻蛉の脣咲せるが如しとのたまへるも、青山のめぐ
 れるさまなるを思ふべし、またそのあたりを室といひしも、さる由にてつけたる名にやあら
 む、猶他にも例多し、書紀に、越國を大八洲の一つにとりて、越洲といへるも、海は隔た
 らねども、彼國は、いづくよりも山を隔てて、別に一区なるが如くなればなるべく、筑紫の
 宇佐を宇佐島とあるも、山川などのめぐりて、一区の地なる故なり、又応神天皇の都は、筑紫
 和国高市郡の輕といふ所なるを、輕島といひ、欽明天皇の都は、師木といふ所なるを、師木

島といへるなども皆同じ、此餘ノホカにも海なき国々に、某島ナニシマといふ地名のおほかる、多くは此例にてぞつけつらむ、その中には、かならずいちじるき界限トコロはなき地サカヒをも、ことさらに一区ヒトツボとしめ定めて、名づけたるも有ぬべし、それもなづくる意は同じ事なりかし、
 師木島シキシマは、古事記に、天國押波流岐廣庭アメクニオシハルキヒロニハノミコトハ命者マシマシテシキシマノオホミヤニシロシメスキ、坐シタマツ二師木島シキシマノカナサシノミヤト大宮タケミカツチ治トリコロノナ天下ミヤコ一也ミヤコと見え、書紀にも此御代の巻に、元年秋七月丙子朔己丑、遷シタマツ二都ツノノシキノシキ倭國磯城郡磯城島シキシマノカナサシノミヤト金刺宮ミヤコと有て、もと此欽明天皇の都の地名なるを、万葉集の歌どもに、しきしまのやまととの国とよより、抑かくのことくしきしまのやまととつゞけいへる意は、もとは大和一国をさしてにはあらず、京師ミヤコをさしてやまととはいへるにて、しきしまの都ミヤコといはむが如し、かの万葉の歌に、やまとには、鳴てか来らむ、よぶこ鳥、とよめるやまとも、殊に京師ミヤコをさしていへると同じ、又かの秋津島倭シキシマとつゞけいふも、もはら同じくて、本は秋津島の京ミヤコといはむがごとし、さればその秋津しまも師木島も、共にみな京の名をいへるにて、国の名にはあらず、これらもし一国のことならば、倭の秋津島、倭のしきしまといはではことわりかなはず、さて本はいづれも右のごとく、京師ミヤコをいへるなれども、かくつゞけなれては、やがて一国の倭ウツにも転ツバシムして、秋津島やまとの国とも、しきしまの倭の国ともよめるは、枕詞のごとくにもなれるなり、さてまた転ウツりて、万葉十九巻に、立わかれ、君がいまさば、しき島の、人はわれじゝ、いはひてまたむとよめるは、大和國をやがてしき島といへるなり、こはかの奈良ナラを青によし、難波ナニハをお

してるとのみいへるに似たり、さてまた倭にひかれて、つひに天の下の大号の如くになれるこども、秋津島ともはら同じ、又歌の道をしきしまの道といふは、大号より出て、又転れるものなり、さて此師木島シキシマてふ名の起りをとくに、崇神天皇と欽明天皇と二御代フタミヨの都を兼ていふは誤リなり、其故は、すべてかゝることに、古ミヤコを考へ合せていふは、物しり人のうへのわざにこそ有れ、世間ヨノナカのなべての人は、たゞ何となく、さしあたりたる事よりこそはいひ出る物なれ、古ミヤコを思ひていふものにはあらず、されば京をしき島といふも、たゞ欽明天皇の御時にいひならへる、当時の京の名を、他京コトミヤコにうつりて後も猶云タタヘコトるが、おのづからなべての京の称のごとなれるなり、たとへば、もろこしにも唐タウといへるが、後々の代までかの国になれる、それもたゞ李姓リウヂの唐よりいひならへるにこそあれ、古ミヤコの唐堯の唐をもかねていふにはあらざるがごとく、これも古ミヤコの崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまたはやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならば、後の欽明天皇の都までを待べきにあらずかし、又かの伊邪那岐命の詔ノタマへりし称辭タタヘコトどもの意、浦安国は、上アマにいへるが如し、細戈千足国タマボコとは、細戈チは知チの枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯クハシと訓べし、知チとつゞく意は、玉矛タマボコの道ミミといふと同じ、道も美は御ミミにて、添たる言なれば、枕詞ヒキナグはかならず知チへ係れり、さるは古戈ヘホコの柄に、知チといふ處の有しなるべし、凡て手に取て引挙ツケべき料に付たる物を、知チと云例多し、今も幕などに乳チと云ものこれなり、されば戈リツにても、取持ササところを然はいへるなるべ

し、さて枕詞よりつゞきたる意は、此知てふ言のうへのみにて、千足^{チダル}の意は別なり、そは上に引る応神天皇の大御歌に、毛々^{モモチ}知陀流^{チタル}、夜邇波母美由^{ヤニハモミユ}とある、知陀流これなり、此事は古事記伝に委くいへれば、こゝにははぶきつ、磯輪^{シワ}上秀真国^{ノボルホツマクニ}は、磯輪上^{シワノボル}は、これも枕詞とは聞えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど強ていはば、磯輪^{シワ}は皺^{シワ}にて、波^{ナミ}をいへるか、古今集なる壬生忠峯が長歌に、立浪の、浪の皺^{シワ}にや、おほゝれむとよめるも、もししくはもとより、浪を皺ともいへる事の有し故にや、と思はるればなり、もしさもあらば、上^{ノボル}は浪の立のぼるなり、かくいふこゝろは、浪のたつを波の秀^{ナミホツ}といへること、書紀万葉などに見えたれば、波立のぼる秀^{ホツ}といふ意につづきたるなるべし、故上^{ノボル}をもしばらく能煩流^{ノボル}とは訓つ、されどここはこゝろみにいへるばかりなり、なほよく考ふべし、さてこれも、枕詞よりつづきたる意は、右の如くにて、秀真国^{ホツマクニ}の意は然らず、その秀^{ホツ}の意は上にいへり、かくて此三つは、たゞ畿内の大和國をほめて、かくのたまへるのみにて、まさしき国名にはあらず、故書紀に目^テレ之^ヲと書れたり、さればいふまでもあらず天の下の大号^{オホナ}にもあらねども、倭のちなみにはいさゝかこゝには挙つるなり

倭の字

倭の字は、もともろこしの国よりつけたる名にて、その始めて見えたるは、前漢書、地理志

に、東夷天性柔順、異於三外、故孔子悼道不行、設桴於海、欲居九夷、有レ呂也夫ナ、樂浪海中有倭人、分為百餘國ト、呂歳時來獻見云、といへる是なり、その後の書どもにも、みなかく倭人といひ、又はぶきて倭とのみもいへり、さて倭とは、いかなる意にて名づけつるにか、その由はさだかに見えたる事はなけれども、かの漢書に、東夷天性柔順と書出して、有倭人とつらねいへるを思へば、班固が意は、説文に、此倭字の本義を、順貌と注したると同じくて、柔順なる故に倭人とはいふと心得たることく聞ゆめり、されどそれも字につきてのおしはかりなるべし、また皇国の旧説に、此国之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名称如何。自指東方答云、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自レ其後謂之和奴國也、と繹日本紀元々集などに載られたれども、これも信がたき説なり、そのゆゑは、まづ和奴国といふ名は、後漢書にはじめて見えて、倭國之極南界也とあれば、皇国之内の南の方の一国の名なるを、唐書などにこゝろえあやまりて、皇国の大号のごとく書るを、そののちみな此誤りを伝へて、かしこにてもこゝにても、たゞさる事とのみ思ひ居るは、いみしきひがことなり、この事おのれ馭戎慨言につばらかに辨へ論へり、されば倭奴は、もとより国名にまれ、又我といふ意にて答へたるにまれ、皇国之内の一国の名なれば、これをもて大号の倭てふ意を説べきにあらず、又或説に、倭奴国を唐國の音にていへば、於能許にて、磧馭盧島オノゴロシマは、大八洲より先には出来つれども、淡路アハヂ

島のほとりにある一つの小島の名にこそあれ、神代より天の下の大号ナにいへることさらになし、然れば皇国人ミクニビトのいはぬ名を、トツクニ外國の人の知て名づくべき由あらめやは、此説はもと、近き世に神道者といふものの、此おのころ島を、シリ皇國の本号モトナのごと説なせるによりていへるなり、また倭奴国といふはおのころ島、おのころ島は丈夫島オノコといふ意なりといふ説は、殊にあたらぬ事なり、こは於オと袁ヲと音コエの異なるをだにえしらぬみだりごとぞそかし、

夜麻登ヤマトといふに、やがて此倭の字をあてて書事は、いとくヘ古よりのことと見えたり、古事記にもみな此字を書き、又書紀にも、日本と書いて夜麻登と訓事は、神代卷に、此云レラフ耶麻騰ヤマトヨキナと註あれども、倭の字を書るにはかかる註もなければ、世にあまねく用ひならへることしられたり、すべて文字は、万の物の名も何ももろこしの国ナニのを借用する例なれば、これもかの國より名づけて書る字を、そのまゝに用ひむ事、さもあるべきわざなり、然るを此字嘉号ヨキナにあらず、といひて嫌ふ人あれども、字の意はいかにもあれ、皇大御国スメラオホミクニの号となりては、すなはち嘉号ヨキナなるをや、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大号オホナのみにて、畿内ウチツクニのやまとをば、カヨ国人のいへるを聞いてかけりとおぼしくて、後漢書魏志などに耶馬台、隋書北史などにも耶摩堆ヤマトといへり、然れども皇國にては、畿内のにも通はして、みな倭の字を用ひたり、

和の字

和といふは、皇國にて後に改められたる字なり、さる故に、異國の書に、大号オホナに此字を書ることさらになし、思ふにこれは、古ヘより倭の字を用ひ来つれども、もと異國アダシクニよりつけたる名にして、美字ヨキモジにもあらずとしてぞ、同音オナジコエの好字ヨキモジをえらびて、改められたりけむ、さるは古ヘはたゞ、夜麻登ヤマトといふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、仮カリの物なれば、よきあしきさだにも及ばず、あるまゝに倭の字を用ひ来にしを、やゝ後には、文字の好惡ヨキアシきをもえらばるゝ事になれりしなりけり、さて此和の字の事、上に引る漢書の文、又順ナル貌と注せるなどに、和順などともつゞくを合せておもへば、倭と字モジノコロ義も遠からず、また書紀の繼体天皇御卷の詔オホミコトノコトバ詞に、日本邕々名擅ヤマトヤハラギテ天下ノニ云々とある、邕は離と通ひて、詩の大雅に離々といふ註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖德太子ノミコノミコトの憲法の首に、以レ和為ハジメテヨス貴トとある、又もろこしにて雍州といふは、もと王都の國の名なる故に、皇國にても後世にこれにならひて、山城ノシマ國を雍州といふ、此雍字も離と通ひて、和也という註ある、これらはみな由ヨシあれば、いづれにまれその義ココロを取れたるかとも思はるれど、それまであるべからず、すべての事後に考ふれば、おのづから由ある事どもは、くさぐいでくる物なり、また子華子トヲてふ書には、太和之国といふこともあれども、これらはさらに由なし、

倭を、この和の字に改められつるは、いづれの御代にかと考るに、齊部正通の神代卷口決に、天平勝宝改為^{ニメテス}大和トと見え、拾芥抄にも、天平勝宝年月日改^{メテス}為^{ニメテス}大和トとあり、これらは後世の書なれども、よりどころありげに聞ゆる故に、なほ古書どもを考へ見るに、まづ古事記はさらにもいはず、書紀にも和の字にかけることは見えず、続紀に至りて、はじめて此字にかけること見えたり、これによりて、かの天平勝宝とあるが、妄にもあらざることをかつぐしりぬ、されども然改められたることはしるされず、故なほ委く彼紀を考ふるに、はじめのほどは倭の字をのみ書て、そのあひだには、和の字に書るは一つも見えず、元明天皇の御代、和銅六年五月の大命^{オホミコト}に、畿内七道諸国郡郷名著^{シケヨヨキモジヲ}好字^{ニ好字}とあれども、これは改らずと見えて、其後も猶もとのまゝに倭字なり、さて聖武天皇の御代、天平九年十二月丙寅、改^{メテス}大倭国^{ニ大倭國}為^{ニメテス}大養德國^{オホヤマトノト}、同十九年三月辛卯、改^{メテス}大養德國^{ニ大養德國}依レ旧^{ニス}為^{ニメテス}大倭国^{ニ大倭國}とあれば、此時もなほ倭の字なりしことしられたり、其後も孝謙天皇の天平勝宝四年十一月乙巳^{アヒタ}日の下に、以^{トコロ}從四位上藤原朝臣永手^{ヲス}為^{ニメテス}大倭守^トとあるまでは、みな倭字にて、その後天平宝字二年一月己巳^{オホミコト}日の勅^{ツケ}に、はじめて大和国と見えたる、これより後は、又みな和の字をのみかかれたり、これにてまづ、勝宝四年十一月より、宝字二年二月までの間に改められたりとはしられたり、それも何となく和の字を書出せるにはあるべからず、かの養徳と改められし時の例を思へば、此和の字も、かならず詔命^{オホミコト}にて著^{ツケ}られたりけむを、紀にはその事しるし漏^{モラ}されたるなるべし、類

聚国史などにも見えざれば、後に写し脱^{オト}せるにはあらじ、さて又万葉集を考ふるに、十八の卷までには、歌にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の卷、天平勝宝四年十一月二十五日、新嘗会肆宴、応詔歌六首の中に、右一首大和國守藤原永手朝臣とある、これ和の字を書る始めなり、又二十卷に、先太上天皇詔^{シテ}陪從王臣^{ニク}曰、夫諸王卿等宜下賦^{ヲシテ}和歌^ヲ而奏^ス云々、右天平勝宝五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、そもそもかの永手朝臣を大倭守とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝宝四年十一月乙巳日にて、乙巳は二日なるに、そこに猶倭の字をかけると、此万葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書るとを引合せておもへば、まことに天平勝宝四年十一月の、三日より二十四日までのあひだに改められたるなりけり、さて又大倭宿禰といふ姓は、かの養徳^{ヤマト}と改められし時も、その字にしたがひて、大養徳宿禰とかゝれただれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざなるに、宝字元年六月の所までも、なほ倭字をかきて、同年十二月の文より、始めて大和宿禰とあり、そこのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより^{ミコトノリ}勅^リ有て、定められし事なれば、国名の和の字に成^リとき、此姓の字も、然改むべき勅あるべきに、其後しばしなほ^{モト}旧のまゝに書しは、此姓の字改むべき勅は、宝字元年に至りて有^リしなるべし、さて宝字元年の所に、此姓を大和宿禰と書るにて、国名の方は、それよりさきに既に改まりつること、いよ、いちじるし、すべて続紀には、はじめに倭の字なるほどは、みな倭の字をの

み書て、和と書ることなく、和の字に書始めて後は、又みな和の字のみにて、倭カキマジを書雜ハタへたることはなれば、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝなりけり、然るを田令の中に、大和と書る所あり、又書紀コトコロ、崇神スミマニ御卷にも、和と書る所一つあり、又続紀八の卷にも、二所大和国とかき、和琴ともかき、又万葉集七の卷にも和琴とかける、これらはみな後に写し誤れるものなり、その前にも後にもいとおほかるやまとに、みな倭の字をのみ書る中に、いとまれくに一つ二つ和と書べき由なければなり、後世には、心にまかせて通はし書く故に、たゞ同じことと心得居て、ふと写したがへたるなるべし、又和銅オホナてふ年号もあれども、此和はやまとココロの義にはあらず、さて上件カムノクダリ続紀に出たるは、皆畿内ウチツクニの大和一国ヒトクニの名の字にて、天の下の大号オホナのやまとのさだにはあらず、大号のには、書紀よりして、おほくは日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさだには及ばざりしにや、和の字に改まりて後も、畿内の国名ならぬには、なほ倭の字ステをも廢スルずして、すなはち続紀などにも、倭根子ヤマトネコ天皇スメラミコトなどとかゝれ、その外にもおほく見えたり、しかはあれども、大号も本はかの一國の名よりおこれるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむをや宜しとはいふべからむ、

日本 比能母登といふ事をも附いふ

日本とは、もとより比能母登といふ号の有しを書る文字にはあらず、異國へ示さむために、ことさらに建られたる号なり、公式令詔書式に、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解に、用於朝廷大事之辭也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以大事宣於蕃国使之辭也、といへるをもて知べし、さて此号を建られたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此号見えず、又書紀皇極天皇の御巻までに、夜麻登といふに日本とかゝれたるは、後に此紀を撰ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百濟新羅並遣使進調云々、巨勢德大臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々、又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新に日本といふ号を建て、示したまへるはじめなりける、故さきぐの詔のさまとは異になむありける、また同二年一月甲午朔戊申、天皇幸宮東門、使二大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連国造伴造及諸百姓云々、これは異国人に示す詔にはあらされども、此号を建られて、始めたる詔なるが故に、かく宣て、王朝の人どもにも、新号を示したまへるなり、もし然らざれば、日本倭根子と、倭へ重ねて宣たまへるは、やまとくと、同じことのいたづらに

重なるにあらずや、かゝればこの日本といふ号は、孝徳天皇の御世、大化元年にはじめて建
られたることいぢるし、然るを世々の識者ども、かの文をよく考へざる故に、何れの御
代より始まりしとも、えしらざるなり、すべて此孝徳の御世には、年号なども始まり、その
外も新に定められつる事ども多かれ巴、此号の出来しも、いよゝ由有ておぼゆるなり、さて
これをもろこしの書どもと引合せて、驗るに、隋の代までは倭とのみいへるを、唐にいたり
て、始めて日本といふことは見えたり、新唐書に、日本古倭奴国也云々、咸亨元年遣レ使賀ス
レ平ニ高麗後稍習夏音、惡倭名更号日本、使者自言曰國近日所出以為名、或云日本、
乃小國、為レ倭所レ并、故冒其号、使者不レ以レ情、故疑焉といへり、旧唐書には、倭と日本と
を別に挙て、日本國者倭國之別種也、以ミ其国在日辺故以日本為名、或曰下倭國自惡其名、
不レ雅、改為中日本上、或曰日本旧小國、併倭國之地といへり、これらを見るに、此号の出
来ていまだいくほどもあらざりしこなる故に、彼國にては、いまださだかには知らざりし
なり、大化元年は、唐太宗が世、貞觀十九年にあたれるを、かの咸亨元年は、その子高宗が世
にて、天智天皇の九年にあたれば、廿五年後なり、その間にも往来は有つれども、なほかの
國へは、もとのまゝにて御言は通はされて、日本といふ新号の建しことは、たゞ此方の人
のわたくしに語れるなどを、かつぐ聞るばかりにぞ有けむ、さて後文武天皇の御代に、栗
田朝臣真人を大御使につかはししをりよりぞ、かの国へも正しく日本とはなのられける、此

朝臣かしこにまかり著ツキたりし時に、いづれの国の御使ぞとはれて、日本國の使なりと名のりしこと、続紀に見え、又かの旧唐書にもさきトの往来ユキキのことば、みな倭国といふ方にしるして、日本國といふ方には、此真人マヒト朝臣のまかりけるを始めとしてしるしたり、此時かの国は武后が世なりき、故或説に此号を、唐武后が時にかの国よりつけたることくにいへるは、ひが事ながら此由なり、さて又三韓の使には、大化元年になはち宣アリ知らせたまひしこと、上に書紀を引ていへるがごとなるを、その國の東國通鑑といふ書に、新羅の文武王十一年のところに、倭国更メテス号ミコト日本ラフ自言下近シノニル所出テス以為タム名といへるは、唐の咸亨元年にあたりて、年も文も同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらず、すべて東國通鑑は、かくさまのうけがたき事のみぞおほかる。

日本としもつけたまへる号の意は、万國を御照ミテラします、日の大御神の生ませる御国といふ意か、又は西蕃ニシノモロノミヤツコグニ諸國ノミコトより、日の出る方にあたれる意か、此二つの中に、はじめのは殊にことわりにかなへれども、そのかみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけられたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出処天子とのたまひつかはしと同じこころばへなり、夜麻登ヤマトといふに、日本といふもじを用ることは、書紀よりはじまり、そはいまだ例なき事にて、世人のまどふべき故に、神代卷に、日本此レヲ云ハシマト耶麻騰ヤマト、下皆効ナラヘ此ニ、といふ訓注はあるなり、古事記は、大化の年よりはるかに後に出来つれども、すべての文字も何も、ふるく書ツキ

伝へたるまゝにしるされて、夜麻登ヤマトにもみな倭字をのみかきて、日本とかゝれたる所はひとつもなきを、書紀は、漢文をかざり、字をえらびてかゝれたる故に、あらたに此ヨキナ嘉号ヨシナをあててかゝれたるなり、但し畿内の一国のやまとには、おほく倭とかき、天の下の大号のには日本とかき、又一国の名の時も、おほやけにかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例なり、人名も此こゝろばへにて、天皇の大御オホミには日本、さらぬ人のには倭とかゝれたり、神日本磐余彦ヤマトタケノコト天皇倭姫ヤマトヒメノヒメ命などのごとし、日本武ヤマトタケノコト尊は、天皇の大御父オホミヂチに坐て、よろづ天皇とひとしきゆゑに、日本とはかゝれつるなり、

比能母登ヒノモトといふ号ナは、古の書に見えず、日本ニホンといふは、意はその意なれども、もと異国アダシクへしめさむために設けたまへるなれば、ひのもととはよまず、始めより爾富牟ニホムと字音にぞいひけむ、万葉集に日本之ヒノモトノとあるを、ひのもとのと訓ヨメるところ多かるは、後人の、しひて五言によまむためのひがことにて、皆四言にやまととのとよむべきなり、たゞ三の巻なる不蓋山の長歌に、日本之ヒノモトノ、山跡国乃ヤマトノクニ云々とあると、続後紀十九卷、興福寺の僧の長歌に、日本乃ヒノモトノ、野馬豪能國遠クニヲ云々、また日本乃ヒノモトノ、倭之国波ヤマトノクニハ云々、などとある、これらのみはひのもとのなり、されどこは国号クニノナにいへるにはあらず、倭ヤマトといはむ枕詞なり、それにつきて、おのれいまだわかつりし程に思へりしは、やまとを日本と書故に、その字のうちまかせたる訓ヨミを、やがて枕詞におけるにて、春日ヘルヒの春日カスガ、飛鳥トブトリの飛鳥アスカ、などと同じ例なりと思へりしは、あらざりき、まづ春日ヘルヒ

のかすがとは、春の日影のかすむといふ意につゞけ、飛鳥トブトリのあすかとは、書紀に、天武天皇の十五年、改メテ元日ヲヒ_{アカミトリノノト}、仍名チケテ朱鳥トブトリノキヨミハラノミヤト元年、仍名チケテ宮曰ニ飛鳥シカ淨御原キヨミハラノ宮一とある、これ朱鳥の祥瑞の出来つるをめでたまひて、年号ミヨノナをも然改めたまひ、大宮の号シカをも、飛鳥トブトリ云々とはつけたまひしなり、さればこれは、とぶとりの淨御原キヨミハラノ宮一とよむべきなり、あすかの淨御原といはむは、本よりの地名なれば、ことさらにこゝに、仍名チケテ宮曰ニ云々_{シカシカト}などいふべきにあらざるをおもふべし、とぶ鳥とは、はふ虫トブトリといふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の号シカを然いふから、その地名にも冠らせて、飛鳥トブトリの明日香アスカとはいへるなり、さてかすがを春日、明日香アスカを飛鳥ともかくことは、いひなれたる枕詞の字をもて、やがてその地名の字となせる物なり、そはかのあをによしおしてゐるなどいふ枕詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばへ相似たり、かゝれば春日ハルヒのかすが、飛鳥トブトリの明日香アスカといふも、その地名の字のうちまかせたる訓を枕詞になせるにはあらざれば、ひのもとのやまとも、然にはあらず、又これは枕詞のひのもとてふ字をもて、国名の夜麻ヤマト登の字として日本とかくにもあらざれば、かの二つの例にもあらず、たゞ日の本つ國たる倭ヤマトといふ意にぞ有ける、それによりて此枕詞、もしいと古くより有しことなれば、孝德天皇も、日本ニホムといふ名は、これをおもほしてや建タテたまひけむ、されどかの不蓋山フジノの歌は、いとしも古からず、それよりあなたには見えざれば、こは日本ニホムといふ号のこゝろをおもひて、後にいひそめつるにもあらむか、その本末はわきまへがたくなるむ、

トヨ
豊また大てふ称謝

葦原中國秋津島などに、豊てふ言を冠させて、豊葦原中國豊秋津島といひ、八島倭などには、
大てふ言を冠させて、大八島大倭といふ、これらの国号のみにもあらず、凡て豊とも大とも
いへる例多き、みな上つ代の称辞なり、然るを大日本などいふ大は、もろこしの国にて、当
代の国号をたふとみて、大漢大唐などいふにならへる物ぞといふ説のあるは、古のことをして
らぬ、例のおしあてのみだりごとなり、もし然いはば、かの豊葦原などの豊は、いかにとか
いはむ、こほかの国にはさらに聞えぬ美称なるものをや、又もろこしにては、王の母を大后
とはいふを、皇國の古には、当御代の嫡后を大后と申せりき、これらも、大といふこと、す
べてかの国にならへるにあらざる証なり、然るを書紀には、古称フルキナをたがへて、大御母ミオヤをしも
皇大后と記されたる、これぞ彼國にならへるにては有ける、書紀にはかく、彼國にならひて
かかれたる事もおほきからに、神代よりありこし事をも、かれと似たるをば、皆ならへるに
やとは疑ふなり、抑大てふ美称は、大臣大連などいふたぐひ猶多し、みないと上つ代より
のことにて、大倭といへるも、古事記の景行天皇御段ノミクダリに、熊曾建が詞に、大倭オホヤマト、國と見え、ま
た懿德天皇孝安天皇孝靈天皇孝元天皇などの大御名、又古事記には、意富夜麻登玖邇阿礼比
壳命と、仮字に書る御名さへあるをや、

大和と書たるは、かならず意富夜麻登とよむことなり、和名抄に、畿内の大倭も、又その國の城下郡なる大和郷も、ともに於保夜万止とあるをもて知べし、然るをつねの語に、ただ夜麻登とのみいふから、大字の添へるをも、たゞ夜麻登とのみよみ、また夜麻登といふに、かならず大字を添てかく事と心得たるなど、みなひがことなり、たゞ夜麻登といふには、和字のみかけり、但し諸國の名、又郡郷の名、皆必二字に書べしとの御定なれば、畿内の国名、又その郷名には、必大字を添て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりける、

- ・本居宣長「国号考」（『本居宣長全集』第八卷。筑摩書房、一九九三年十月）所収。
- ・原文の旧字は一部を除いて新字改めた。
- ・本文中の句読点は、原文のまま。

- ・PDF化には $\text{\LaTeX} 2\epsilon$ でタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/scienceplib.html>